

8. 修了の要件

本課程に原則として2年以上在学し、所定の単位（30単位以上、がん看護CNSコースにあっては44単位以上、老人看護CNSコースにあっては45単位以上、助産学コースにあっては61単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

9. 学位授与

修士（看護学）

10. 長期履修制度と修業年限

修業年限は2年であるが、社会人学生の就学を支援するために、島根大学学則第29条に則り、長期履修制度を導入する。

申請により当該制度の利用許可を得た学生は、修業年限の2倍の年限まで修業することができる。

11. 入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度

入学料については、経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀であると認められる者、あるいは特別の事情（入学前1年以内に、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合等）によって納入が困難であると認められる者に対して、その全額又は半額が免除される制度及び徴収を猶予される制度があります。

授業料についても、入学料と同様な制度があります。

12. 奨学金制度

【日本学生支援機構奨学金】

学業成績、人物ともに優れ、経済的理由によって修学困難な方には、選考の上、奨学金が貸与されます。

令和6年度貸与月額

■第一種奨学金（無利子） 50,000円又は88,000円

■第二種奨学金（有利子）（年3%を上限とする利息付、在学中は無利息）

50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円の5種類から貸与額を選択

13. 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

教育研究活動中及び通学中等に傷害を被った場合あるいは、他人に対する賠償責任が発生した場合の補償制度で、医学部では学生全員が加入する保険です。

14. 教育訓練給付制度

老人看護CNSコースは令和6年度以降の入学生を対象に、厚生労働大臣指定の教育訓練給付講座として認定されました。

教育訓練給付制度とは、当該コースを修了後に、住所を所轄するハローワークに教育訓練給付金の支給手続きを行うことにより受講生本人が支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）が、給付金として支給される制度です。

◇教育訓練講座として認定されたコース

・老人看護CNSコース

◇支給対象者

教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①又は②のいずれかに該当する者です。

- ①雇用保険の一般被保険者 厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において、雇用保険の一般被保険者である者のうち、支給要件期間が3年以上ある者。
- ②雇用保険の一般被保険者であった方 受講開始日において一般被保険者でない者のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上あった者。

※支給要件期間（被保険者であった期間）

失業保険をもらえる期間を計算するために用いる期間。働いている期間・年数のこと。途中で離職していた場合でも、離職日から1年以内に再び雇用保険の被保険者になった（就職し、働き始めた）場合には、それ以前の期間も通算される。

詳細は、ハローワークにてお問い合わせください。

なお、教育訓練給付制度についての詳細は、厚生労働省のHPをご確認ください。

厚生労働省HP（教育訓練給付制度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html